

令和6年3月21日

報道関係者 各位

島原市長 古川 隆三郎

## 島原市職員の懲戒処分等の実施について

令和6年3月21日付で地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等を下記のとおり行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 防災行政無線設計業務委託に関する調査結果に基づく職員の処分

##### (1) 事案の概要

防災行政無線関係の業務において、職員が利害関係のある業者と複数回に渡り会食を行っていた事実が確認された。

当該職員は、平成25年度に防災行政無線関係の業務を所管する部署に担当班長として異動後、業務を通じて当該業者と知り合い、お互いに割り勘や会費を支払ってのことであったが、利害関係があるにもかかわらず会食を行っていた。

また、平成26年度には、熊本市へ出張の際、出張行程の一部において、業者から送迎について役務の提供を受けていた。

平成30年度には所管の課長として、また、令和2年度から現在までは所管の部長として防災行政無線関係の業務に携わっており、管理職でありながら、この期間においても複数回に渡り、当該業者と会食を行っていたもの。

##### (2) 被処分者及び処分内容

次の者に対し「戒告」

市民部 部長 60歳（男）

##### (3) 処分年月日

令和6年3月21日

##### (4) 関係職員に対する処分

1人に対して文書による「厳重注意」を行った。

#### 2. 市長コメント

職員の服務規律の厳守及び綱紀肅正については、絶えず注意を喚起してきたところであるにもかかわらず、法令を遵守すべき立場にある本市職員がこのような不祥事を起こしたことに対し、市民の皆様にご迷惑をおかけし、公務への信頼を大きく損ないましたことを心からお詫び申し上げます。

今回の件では、入札に便宜を図るなどといった違法な行為は確認できませんでしたが、公共入札の公平性の観点からも疑いを持たれるような行為が確認できたことにつきまして、関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

今後、再びこのような事が発生しないよう、全職員に対し、厳正な服務規律の確保と公務員倫理の周知徹底を講じるよう指導してまいります。

担当：島原市 秘書人事課 担当 古賀

電話：0957-63-1111（内線126）

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp